

--

愛知県高浜市長 印

## 軽自動車税税額変更通知書

下記のとおり、税額変更をしましたので通知します。

納税義務者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	

車両情報	車両番号(標識番号)	車種	軽自管理番号	
	車体番号			
税額変更内容	通知書番号	税額変更前	税額変更後	差引増減額
年度	根拠事由の発生日	税額変更年度	賦課年度	課税年度
税額変更事由				

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消の訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消の訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。

【お問い合わせ先】